

事 務 連 絡
令和2年11月17日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、平成20年5月14日付け「補装具関連Q & A」の問2の回答について、別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

また、各都道府県等において、本改正前の回答を踏まえ、補装具費の不支給決定等をした事例がある場合には、必要に応じて、再度の申請を促すことも含め、本改正について、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係

TEL 03-5253-1111

（内線 3073、3071）

FAX 03-3503-1237

(義肢及び装具の採型・適合に係る業務について)

Q 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

A

- 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合が、医行為に該当する場合には、医師及び看護師、准看護師を除き、義肢装具士の資格を有する者が行わなければならない。
- また、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合については、医療関係者との緊密な連携を図り、利用者の安全の確保や義肢・装具の質を確保する観点から、医学的知見を含む専門的な知識が必要となる。
- このため、医行為に該当しない場合においても、基本的に医学的知見を含む専門的な知識を有する義肢装具士が行うことが適当である。
- 補装具費支給制度においては、医師の判断を踏まえ、利用者の安全の確保や義肢・装具の質を確保する観点から、必要に応じて身体障害者更生相談所とも相談の上、適切な実施に努められたい。
- なお、義肢装具士を配置している補装具製作事業者については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページにおいて情報提供しているので参考にされたい。

平成20年 5月14日
一部改正 令和2年11月17日

補装具関連 Q & A

問1 補装具費支給決定後、製作途中に補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の取扱い如何。(支給決定後における未完成の補装具の取り扱い等)

(答)

- 障害者総合支援法施行規則第65条の7第1項においては、補装具の購入又は修理が完了した後に、「適合状態を確認できる書類（適合証明書）等」（10号）を求めているところであるが、補装具製作途中に本人が死亡する等、特段の事情がある場合には、適合証明書を欠く場合であっても（未完成の補装具であっても）補装具費の支給を行うこととする。
- 補装具費の額については、補装具費支給対象障害者等の死亡時点において、補装具製作者が発行した領収書による額から算定することとなる。ただし、未完成部分があることから、身体障害者更生相談所等の意見を参考に、支給決定時の見積額の範囲内での実費相当額とする。
- なお、補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の利用者負担については、生活保護世帯に準じた取扱いを行う等適宜の方法により減免して差し支えない。

問2 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

(答)

- 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合が、医行為に該当する場合には、医師及び看護師、准看護師を除き、義肢装具士の資格を有する者が行わなければならない。
- また、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合については、医療関係者との緊密な連携を図り、利用者の安全の確保や義肢・装具の質を確保する観点から、医学的知見を含む専門的な知識が必要となる。
- このため、医行為に該当しない場合においても、基本的に医学的知見を含む専門的な知識を有する義肢装具士が行うことが適当である。
- 補装具費支給制度においては、医師の判断を踏まえ、利用者の安全の確保や義肢・

装具の質を確保する観点から、必要に応じて身体障害者更生相談所とも相談の上、適切な実施に努められたい。

- なお、義肢装具士を配置している補装具製作事業者については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページにおいて情報提供しているので参考にされたい。

※令和2年11月17日付け事務連絡「補装具費支給に係るQ & Aの送付について」により改正したもの。

問3 装具の患足を補高した場合で、健足も補高する必要がある場合、加算が可能か。

(答)

- 健足補高の加算については、靴型装具及び靴付き下肢装具の場合は可能であるが、それ以外の装具の場合は、患足の状況とともに健足に補高を必要とする状況等について個別に必要性を判断することとなる。

問4 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費支給申請を行った場合、補装具費支給制度により補装具費（100分の90相当額）を支給することは可能か。

(答)

- 可能である。なお、利用者負担（10／100相当額）を施設長に課すことは社会通念上適当ではないことから、利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。